

(50)
九国条約
(十月十日)

S 1.1.3.1-1

1012

91

REEL No. A-0292

0349

アジア歴史資料センター

極秘

吉本子爵
作成

九國條約 (一九四一、七十一、亞一)

一、本條約ハ華府會議ニ際シ太平洋極東問題總委員會ニ於テ採用セラレタル支那ニ關スル各種決議中列國ノ對支關係ノ指針タルヘキ主義原則ノ性質ヲ有スルモノヲ選擇取捨シ、一個ノ條約ノ形式ニ引直シテ成リタルモノニシテ、全文九ヶ條ヨリ成リ、大正十一年二月四日ノ總會議ニ於テ全會一致ヲ以テ可決セラレ、二月六日華盛頓ニ於テ會議參列九箇國全權委員ノ間ニ調印ヲ了セルモノナリ。本條約ハ其後署名國タル日、英、米、佛、伊、支、白、蘭、葡、ノ九國ニ依リ批准セラレ、瑞典、諾、墨、丁、「ボリビア」ノ五國ノ加入ヲ見タリ。

三、本條約ノ内容左ノ如シ

外務省

(日本標準規格B5)

S. 1.1.3.1-1

1013

92

第一條 支那以外ノ締約國間ノ約定ナリ。

(一) 支那ノ主權、獨立、並ニ其ノ領土的及行政的保全ノ尊重。

(二) 支那政府ノ有力化安定化ノタメノ機會供與。

(三) 所謂門戶解放機會均等主義ノ確立。

(四) 友好國臣民ノ權利尊重及友好國ノ安寧尊重。

第二條 右第一條ノ四原則ヲ侵害スベキ約定ノ締結ヲ禁止シタルモノナリ。

第三條 門戶解放機會均等主義ノ何タルカヲ内容的ニ明カニシ、同主義ノ適用ヲ有)效ナラシメントスルモノナリ。

第四條 勢力範圍ノ創設又ハ獨占的的機會ノ享有ヲ目的トスル締約國國民相互間ノ協定ヲ支持セザルベキコトヲ約定セルモノナリ

外務省

(日本標準規格B5)

S. 1.1.3.1-1

1014

93

九國條約成立ノ経緯

一 法律的解釋上ノ諸問題

九國條約ノ内容ノ骨子ヲナスモノハ第一條ニ掲ゲタル所謂「ル
ト」ノ四原則（米國要員「ルート」ノ提出セル一般原則ニ關スル
決議案）ニシテ他ノ條項（加入條項及批准條項ヲ除キ）ハ總テ右
原則ヲ敷衍シ又ハ右原則ノ適用ヲ確保セントスルモノニ外ナラズ
即

第二條ハ第一條ノ當然ノ歸結ニシテ

第三條、第四條及第五條ハ第一條中ノ門戶開放機會均等主義ノ適
用ヲ確實ナラシメンコトヲ期シタルモノニシテ

第六條ハ第一條ノ支那保全主義ノ當然ノ歸結ト見ルヲ得ベク

外務省

(日本標準規格B5)

S 1.1.3.1-1

1016

94

第五條 支那ニ於ケル全鐵道ニ於ケル不公平差別禁止ヲ約定セル
モノナリ。

第六條 支那中立尊重ニ關スル規定ナリ。

第七條 本條約適用問題發生ノ場合ニ於ケル關係國間ノ交渉ニ關
スル規定ナリ。

第八條 加入條項。

第九條 批准條項。

外務省

(日本標準規格B5)

S 1.1.3.1-1

1015

95

第七條ハ第一條ノ原則ノ適用及右原則ヨリ派生シタルモノト認めラルベキ第二條乃至第六條ノ規定ノ適用ヲ確保セントスルモノト謂フヲ得ベシ。

外務省

(日本標準規格B5)

S 1.1.3.1-1

1017

96

ニ本條約第一條ニ關シ

本條約ノ骨子ヲナスベキ米國委員「ルート」ノ決議案ハ僅少ノ字句ノ修正ヲ見タルノミニテ可決セラレタリ。即チ

- (イ) 英國委員ノ提議ニ基キ本決議案第二項ノ「永年ノ帝政ヨリ新政府ニ移リタル變革ニ伴フ難局ヲ克服シ」ナル字句ヲ削除セリ。
- (ロ) 第三項ノ「各國ノ權限ノ及ブ限リ世界ノ爲ニ擁護スルコト」ナル字句ヲ「有効ニ樹立維持スル爲各盡力スルコト」ト改メタリ。
- (ハ) 本決議案冒頭ノ「本會議參加國」ハ支那以外ノ各國ノ意味ナルコトヲ明記スルコトトナリタリ。

第一條第一項即チ「支那保全主義」ニ關シ華府會議ニ於テ諸國委員ヨリ左ノ如キ意見ノ陳述アリタリ

外務省

(日本標準規格B5)

S 1.1.3.1-1

1018

97

(1) 「ブリアン」氏ハ「支那トハ何ゾヤ」ノ問題ヲ提議シタルニ對シ「ルット」ハ「支那本部ト支那ガ宗主權ヲ行使スル地域トハ區別スルヲ可トシ、茲ニハ前者ノミニ付討議スベシ」ト應答セリ。右ニ對シ支那委員ハ「支那領土保全主義ノ確認ハ單ニ支那本部ノミニ限定セラルベキモノニ非ズ、支那ノ領土ハ一ノ全体トシテ考慮セザルベカラズ」ト述べタルニ對シ、「ルット」ハ決議案提出ニ際シ「右決議案ハ何等新規ノ内容ヲ有セズ、又從來ノ諸約定ハ何レモ「支那ナル語ヲ用ヒ居レルヲ以テ茲ニ單ニ「支那」ナル語ヲ用ヒタル次第ナリ」ト述べタリ。

(2) 「尊重」ノ意味ニ關シ支那委員カ「「尊重」トハ「遵守」ノ觀念ヲ含ムヤ」ト質セルニ對シ「ルット」ハ「「尊重」ナル語ハ

外務省

(日本標準規格B5)

S 1.1.3.1-1

1019

98

「遵守」ナル語ヨリモ寧ロ強シ」ト答ヘタリ

(1) 「行政的保全ナル語ノ意義ニ就キ日本委員ヨリ質問セルニ對シ「ルット」ヨリ「行政的保全」ナル語ハ「滿法又ハ有効ナル讓許ニ依リ與ヘラレタル如何ナル特權ニモ影響ヲ及サザルコト確實ニシテ一國ノ行政的保全ヲ尊重スト謂フ以上獨立國ニ依リ其充分ナル主權ノ行使トシテ爲サザルコト柄モ亦尊重セラルルヲ要ス」ト答ヘタリ。

外務省

(日本標準規格B5)

S 1.1.3.1-1

1020

99

REEL No. A-0292

アジア歴史資料センター

四 第一條第二項、即チ支那政府ノ有力化安定化ノ原則ニシテ「ル
 ト」決議案ノ原案ニハ「永年ノ帝政ヨリ新政体ニ移リタル變革ニ
 件ヲ難局ヲ克服シ」ナル文句アリタルモ、之ハ「一ノ政体ヨリモ
 他ノ政体ヲ可トスル意味ヲ表示スルモノト解セラルルヤモ知レス
 支那ノ政治形態ハ支那人自身ニ委セラルヘキモノナリ」トノ英國
 委員ノ發言ニ依リ削除セラレタリ

五 第一條第三項、^即門戶開放機會均等主義確立ノ原則ニシテ華府會議
 ニ於テ格別ノ論議ナクシテ採擇セラレタルモ「ルート」原案ニア
 リタル「、、ヲ各國ノ權限ノ及フ限リ世界ノタメニ擁護スルカ
 ト」トアリタルヲ伊國委員ヨリ「各國ノ權能ノ及フ限リ」ナル文
 句ハ各國ノ機會均等主義ニ對スル意思ヲ弱ムル嫌アリ」トノ意見

外務省

アリタルニ付結局英國委員ノ提言ニ依リ「、、ヲ有效ニ樹立維
 持スルタメ各盡力スルコト」ト改メラレタリ。

外務省

REEL No. A-0292

アジア歴史資料センター

六第一條第四項ハ即友好國臣民ノ權利尊重及友好國ノ安寧尊重ノ原則ニシテ全文ハ「友好國ノ臣民又ハ人民ノ權利ヲ滅殺スベキ特別ノ權利又ハ特權ヲ求ムル爲支那ニ於ケル情勢ヲ利用スルコトヲ及友好國ノ安寧ニ害アル行動ヲ是認スルコトヲ差控フルコト」ニシテ審議事項左ノ如シ

(イ)伊國委員ヨリ「本條項ノ下ニ於テ一國ハ「コンセッション」ヲ求ムルコトヲ得ルヤ」ト質セルニ對シ「ルート」ハ「本條項ハ他人ノ權利ヲ滅殺スベキ「コンセッション」ニ關スルモノニシテ何人ト雖モ他人ガ既ニ獲得セル權利ヲ毀損セントスルヲ得ザルベキ旨ヲ定メントスルモノナリ」ト答ヘタリ

(ロ)英國委員ヨリ「滅殺ス」トハ「侵害」ノ意義ナリヤト質セルニ

外務省

(日本標準規格B5)

S 1.1.3.1-1

1023

102

對シ「ルート」ハ「他人ノ現在又ハ將來ノ權利ヲ侵害スルコトニ依リ又ハ右他人ノ權利ヲ毀損スベキ權利ヲ獲得スルコトニ依リテ權利ヲ縮減シ又ハ削減スルコトヲ意味ス」ト答ヘタリ。右ニ關シ議長「ヒューズ」モ「「權利ノ滅殺」トハ或個人ノ特定既得權利ノ場入ミヲ指スモノニ非ス、本條項ハ列國及其ノ人民ガ諸條約ニ依リ更ニ權利ヲ獲得スル權利ヲ與ヘラレ居ル場合ヲモ見タルモノナリ」ト述べタリ

(ハ)「安寧」ノ意味ニ付キ理解シ難シトシテ英國委員ヨリ質問アリタルモ議長ノ説明アリテ右意見撤回セリ。(コ)ノ點ニ關スル議長ノ説明議事録ニナシ

(ニ)茲ニ注意ヲ要スルハ第一條ニ依ル權利義務關係ニ付テハ支那ハ

外務省

(日本標準規格B5)

S 1.1.3.1-1

1024

103

七、第二條 本條ハ第一條ニ揚ゲラレタル四原則ヲ侵害スベキ約定ノ禁止ヲ規定ス

(イ) 華府會議ニ於テ支那委員ヨリ「列國ハ豫メ支那ニ通告シ支那ニ參加ノ機會ヲ與フルコトナクシテ直接支那ニ關係ヲ有シ又ハ前記地域ニ於ケル一般平和ニ關スル一切ノ條約又ハ約定ヲ相互間ニ締結セザルコトヲ約ス」トノ提案ヲナセルモ他國委員ノ容ル所ト爲ラズ、結局英國委員ノ提議ニ基キ「ルート」四原則ヲ侵害スベキ條約ノ締結ヲ禁止スル規定トナリタルモノナリ。

(ロ) 茲ニ注意ヲ要スルハ第一條ニ依ル權利義務關係ニ付テハ支那ハ當事國ナラザルモ、第一條四原則ヲ侵害スベキ約定締結禁止ノ第二條ノ義務ハ支那モ之ヲ負擔スルコトナリ。

外務省

(日本標準規格B5)

S 1.1.3.1-1

1025

104

八、第三條即門戶解放機會均等主義ノ何タルヤヲ内容的ニ明カナラシムル規定ハ門戶解放機會均等主義ノ適用ニ關スル米國委員「ヒュース」決議ノ内容ヲ採用シタルモノニシテ

(イ) 「ヒュース」決議案ノ原案ハ第四項トシテ次ノ一項ヲ含ミ居リ
タリ即

「支那ヲ含ム本會議參加國ハ現存利權ノ規定ニシテ他ノ利權ノ規定又ハ前記約定若クハ宣言ノ主義ト相意レザルモノハ衡平ナル條件ニ基キ満足ナル調整ニ到達スルヲ努ムル爲當事者ヨリ之ヲ右諮議院ノ設置後之ニ付議スルコトヲ得」

右第四項ハ日、英、佛三國委員ノ意見ニ依リ之ヲ削除スルコトトナリタルモノナリ。

外務省

(日本標準規格B5)

S 1.1.3.1-1

1026

105

尙第一項中(ロ)ノ「地方政府」ハ「地方官憲」ト改メラレタリ。
(イ)「ヒューズ」決議第一項ハ支那國以外ノ締約國ハ左ノ二項ヲ要求セザルベク各各自國民ノ左ヲ要求スルコトヲ支持セザルコトヲ約定スルモノトス。其(イ)特定地域ニ於ケル商業上又ハ經濟上ノ發展ニ付キ自己ノ利益ノタメ一般の優越權利設定ノ取極(ロ)支那ニ於テ商業若ハ工業ヲ營ムノ權利又ハ公企業ヲ支那政府又ハ地方政府ト共同經營スルノ權利ヲ他國民ヨリ奪フカ如キ獨占權又ハ優先權

右ニ關シ「ヒューズ」ハ「本項ハ門戶開放主義ノ何タルヤヲ出來得ル限り精密ニ記述セントスルモノナリ」ト述べタリ。

外務省

(イ)伊國委員ハ第一項(イ)及(ロ)ノ意義ニ關シ説明ヲ求メタルニ對シ「ヒューズ」ハ「(イ)及(ロ)ハ意義ニ於テ其間區別アリ即(イ)ハ特定ノ「コンセツション」又ハ企業ノ問題ニ限定セラレズンテ特定地域ニ於テ一國又ハ其ノ國民カ企業ニ關シ一般の優越地位ヲ獲得セント努ムルヲ防止セントスルモノニシテ右ハ從來利益範圍ト稱セラレタルモノ即他ノ利益ノ排斥範圍ト言ヒ得ベキモノト直接ノ關係ヲ有ス(ロ)ハ獨占的又ハ優先的性質ノ特定ノ「コンセツション」獲得ヲ防止セントスルモノニシテ不公平ナル排他性ヲ有セザル商業上、工業上又ハ金融上ノ特定ノ企業ヲ妨ゲントスルモノニ非ズ」ト説明シタリ

外務省

業上ノ私的團體ノ對支共同行爲ニシテ獨占的性質ヲ有セズ又本會議承認ノ原則ニ違反セザルモノハ本決議ニ依リ何等影響ヲ受ケザルモノト了解ス」ト陳述シタルニ對シ「ヒューズ」ハ完全ナル意見ノ一致ヲ表明シタリ

(丙)日本委員ハ「本決議案ニ依ル原則ハ一八九八及一八九九年ニ考ヘラレタル門戶解放主義ト全ク其ノ範圍ヲ異ニス」ト述べタルニ對シ「ヒューズ」ハ本件ニ關スル各種國際約定ヲ讀ミ上げ「本決議案ニ依ル原則ハ新規ナルモノニ非ズシテ關係諸國ガ二十年來無條件ニ遵守シ來リタル主義ヲ明確精密ニ表明シタルモノニ外ナラズ」ト述べタリ

第四條、即勢力範圍ノ創設又ハ獨占的機會ノ享有ヲ目的トスル締

外務省

日本標準規格B5

S 1.1.3.1-1

1029

108

約國國民相互間ノ協定ヲ支持セザルベキノ規定（「ルイト」決議ニ關シテハ

(イ)支那委員ハ「支那ヲ目的トスル第三國國民間ノ契約例ヘバー一八九八年ノ鐵道敷設勢力範圍ニ關スル英獨銀行間ノ契約ノ如キハ公表セラルベキ支那關係現存容諾中ニ加フベシ」トノ提言ヲナシタルモ、他國委員ノ容ルル所トナラズシテ本件決議成立セリ
(ロ)日本委員ハ「本決議内容ハ門戶解放主義ノ適用ニ關スル「ヒューズ」決議中ニ包含セララルニアラズヤ」ト質セルニ對シ「ヒューズ」ハ「兩決議ノ區別ハ本件決議案ガ政府間ノ約定ニ關スルモノニ非ズシテ國民間ノ約定ニ關スル點ニ在リ」ト説明シ、且「ルイト」ハ「本決議案ハ一八九八年ノ英獨銀行家間協定ヲ考

外務省

日本標準規格B5

S 1.1.3.1-1

1030

109

REEL No. A-0292

アジア歴史資料センター

慮シタル結果提出シタルモノナリト述ベタリ

外務省

(日本標準規格B5)

S 1.1.3.1 -1

1031

110

七 第五條即支那ニ於ケル全鐵道ニ於ケル不公平差別禁止規定ハ英國委員「ゲデス」ノ決議案ヲ僅少ノ字句ノ修正ヲ以テ採用シタルモノナリ

外務省

(日本標準規格B5)

S 1.1.3.1 -1

1032

111

(イ) 原案ニ於テハ「支那政府ハ支那ニ於ケル全鐵道ヲ通ジ旅客ノ國籍云々」トアリタルモ、英國委員ヨリ第一項ニ付其字句ヲ「支那政府ハ支那ニ於ケル全鐵道ヲ通ジ如何ナル種類ノ不公平ナル差別ヲモ行ヒ又ハ許容セザルベキコトヲ宣言ス殊ニ旅客ノ國籍……直接間接ニ何等ノ差別ヲ設ケザルベシ」ト修正ヲ提議シ、修正案ハ容レラレタリ
(ロ) 支那委員ヨリ第三項ノ「關係國」ヲ「一切ノ關係國」ト修正方ヲ提議シ、修正サレタリ

REEL No. A-0292

アジア歴史資料センター

十一第六條即支那中立尊重規定ニシテ、華府會議ニ於ケル支那問題一般原規ニ關スル支那提案中ニ存シタルヲ各國委員ノ贊同ヲ得テ決議トシテ成立シタルモノナリ。

(イ) 支那委員ハ本件支那提案ノ理由トシテ過去ニ於テ支那ノ中立屢々交戰國ノ蹂躪スル處トナリタル點ヲ擧ゲタリ。

(ロ) 右ニ對シ英國委員ハ「支那提案ニ主義上贊同スルモ支那ガ其中立ヲ防護シ得ザル場合ハ第三國ハ必要ナル豫防的手段ヲ執ルノ權利ヲ有セザルベカラズ」ト述べ、日本委員モ右英國委員ノ說ニ贊成シタリ。

(ハ) 中立義務遵守ニ關スル支那側ノ義務ノ點ハ九國條約起草ノ際追加セラレタルモノナリ。

外務省

(日本標準規格B5)

S 1.1.3.1-1

1033

112

十二第七條、即本條約適用問題發生ノ場合ニ於ケル關係國間交渉ニ關スル規定ニ就テハ

(イ) 本條ノ最初ノ原案ハ「締約國ハ何レカノ一國ガ本條約ノ第一條ニ宣明セラレタル主義又ハ其ノ他ノ條項ノ規定ノ適用問題ヲ包含シ且右主義又ハ規定ニ付討議ヲ爲スヲ望マシト認ムル事態發生シタル時ハ締約國ハ何時ニテモ右目的ノため充分ニシテ且隔意ナキ交渉ヲ爲スヘキコトヲ約定ス」トアリタルヲ本條條文ノ如ク改メラレタルモノナリ。

(ロ) 日本委員ヨリ「或一國カ他ノ一切ノ締約國ニ通牒ヲ發シタル場合他ノ國ハ答辯ノ義務ヲ負フベキヤ」ト質セルニ對シ「ヒューズ」ハ「他ノ國ハ答辯ノ義務ヲ負フベシ」ト答ヘタリ。

外務省

(日本標準規格B5)

S 1.1.3.1-1

1034

113

「ヒューズ」ハ本條ノ要點ハ本條約ノ一切ノ締約國ハ一國ガ
 討議セラルベキモノト認メラルル事態ノ生ジタルトキハ一切ノ
 締約國ハ意見ヲ交換スベシト云フニアリト附加シタリ。
 (二)英國委員ハ原案中「締約國ハ何時ニテモ右目的ノ爲充分ニシテ
 且隔意ナキ交渉ヲ爲スヘキコトヲ約定ス」トアルヲ「何時ニテ
 モ關係締約國間ニ充分ニシテ且隔意ナキ交渉ヲ爲スヘキコトヲ
 約定ス」トノ趣旨ニ修正方ヲ提案シ右修正案ハ容レラレタリ。

外務省

(日本標準規格B5)

S 1.1.3.1-1

1035

114

「第八條」ハ加入條項、第九條ハ批准條項ナルヲ以テ特ニ説明要ナ
 シ
 註 九國條約ノ規定中
 (一)支那以外ノ締約國間ノ約定ハ
 第一條ノ規定、第三條第一項及第二項ノ規定、及第六條前段
 ノ規定
 (二)支那ヲモ加ヘタル一切ノ締約國間ノ約定ハ
 第二條、第四條、第五條、第七條、第八條及第九條
 (三)支那ノ義務ヲ定メタルモノハ
 第三條末項ノ規定及第六條後段ノ規定

外務省

(日本標準規格B5)

S 1.1.3.1-1

1036

115